

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和元年5月10日(金曜日)

午前10時10分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時56分 散会

付託事件

- (1) 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ② 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

- ① 水戸市社会福祉協議会について (福祉総務課)
- ② 訴訟について (介護保険課)
- ③ 水戸市歯科保健計画(第2次)について (保健センター)
- ④ 水戸市自殺対策計画について (保健センター)
- ⑤ 水戸市歴史的風致維持向上計画(第2期)について (歴史文化財課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 高倉富士男君 | 副委員長 | 綿引健君 |
| 委員 | 田中真己君 | 委員 | 小泉康二君 |
| 委員 | 木本信太郎君 | 委員 | 袴塚孝雄君 |

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 議員 | 土田記代美君 | 議員 | 須田浩和君 |
|----|--------|----|-------|

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長 秋葉宗志君

保健福祉部長兼福祉事務所長 大曾根明子君

保健福祉部技監 前田亨君

保健福祉部副部長兼福祉事務所副所長 田中誠一君

福祉事務所兼福祉総務課長 小山忠君

| | | | |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------------|-------------|
| 福祉事務所 参事兼 子ども課長 | 柴 崎 佳 子 君 | 保健福祉部 参事兼 国保年金課長 | 川 津 英 臣 君 |
| 生活福祉課長 | 櫻 井 学 君 | 障害福祉課長 | 平 澤 健 一 君 |
| 高齢福祉課長 | 野 口 奈 津 子 君 | 介護保険課長 | 荻 沼 学 君 |
| 保健センター 所 長 | 小 林 か お り 君 | 保健所準備 課 長 | 小 林 秀 一 郎 君 |
| 消 防 長 | 小 泉 直 紀 君 | 消 防 次 長 | 石 川 隆 君 |
| 消防本部参事 | 鈴 木 豊 君 | 消防本部参事 | 小 林 光 宏 君 |
| 北 消 防 署 長 | 大 内 康 弘 君 | 南 消 防 署 長 | 勝 村 俊 則 君 |
| 消防総務課長 | 箕 輪 重 美 君 | 火災予防課長 | 櫻 井 祐 一 君 |
| 消防救助課長 | 青 木 剛 君 | 救 急 課 長 | 石 田 宏 一 君 |
| 教 育 部 長 | 増 子 孝 伸 君 | 教育委員会 事務局教育部 参 事 | 橋 義 孝 君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長 | 三 宅 修 君 | 教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長 | 鈴 木 功 君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事兼放課後 児 童 課 長 | 菊 池 浩 康 君 | 総合教育研究 所 長 | 萩 谷 孝 男 君 |
| 学校管理課長 | 鎮 目 英 俊 君 | 学校保健給食 課 長 | 大 和 敦 子 君 |
| 学校施設課長 | 和 田 英 嗣 君 | 生涯学習課長 | 野 澤 昌 永 君 |
| 歴史文化財 課 長 | 白 石 嘉 亮 君 | 中央図書館長 | 松 本 崇 君 |
| 総合教育 研究所副所長 | 小 川 佐 栄 子 君 | | |

6 事務局職員出席者

| | | | |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 議 事 課 長 | 永 井 誠 一 君 | 書 記 | 嘉 成 将 大 君 |
|---------|-----------|-----|-----------|

午前10時10分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、本多教育長が公務出張のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、4月1日付をもちまして人事異動がございましたので、役付職員のうち変更がありました出席説明員につきまして御紹介を願います。

それでは、役付職員配置図に沿って、順次、紹介を願います。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 おはようございます。

それでは、保健福祉部の異動及び採用のございました役付職員につきまして、御紹介させていただきます。

副部長兼福祉事務所副所長の田中誠一でございます。

○田中保健福祉部副部長兼福祉事務所副所長 田中でございます。よろしく願いいたします。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 技監の前田亨でございます。

○前田保健福祉部技監 前田でございます。よろしく願いいたします。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 以上でございます。よろしく願いいたします。

○小泉消防長 おはようございます。

4月1日付で消防長を拝命いたしました小泉直紀でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、異動のありました消防本部役付職員を御紹介いたします。

消防本部参事の小林光宏でございます。

○小林消防本部参事 小林でございます。よろしく願いします。

○小泉消防長 北消防署長、大内康弘でございます。

○大内北消防署長 大内です。よろしく願いします。

○小泉消防長 南消防署長、勝村俊則でございます。

○勝村南消防署長 勝村でございます。よろしく願いいたします。

○小泉消防長 消防総務課長、箕輪重美でございます。

○箕輪消防総務課長 箕輪でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小泉消防長 火災予防課長、櫻井祐一でございます。

○櫻井火災予防課長 櫻井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小泉消防長 消防救助課長、青木剛でございます。

○青木消防救助課長 青木です。よろしく願いします。

○小泉消防長 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○増子教育部長 続きまして、異動がございました教育委員会の役付職員を御紹介いたします。

教育部参事の橋義孝でございます。

○橋教育委員会事務局教育部参事 橋でございます。よろしく願いします。

○増子教育部長 参事兼放課後児童課長の菊池浩康でございます。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 菊池でございます。どうぞよろしく願いします。

- 増子教育部長 学校施設課長の和田英嗣でございます。
- 和田学校施設課長 和田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 増子教育部長 生涯学習課長の野澤昌永でございます。
- 野澤生涯学習課長 野澤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 増子教育部長 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 高倉委員長 以上で、人事異動に伴う役職者の紹介を終わります。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成29年請願第1号及び平成29年請願第3号につきましては、本日のところは、いずれも継続審査といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、水戸市社会福祉協議会について、執行部から説明願ひます。

小山参事兼福祉総務課長。

- 小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、水戸市社会福祉協議会における令和元年度事業計画及び予算について、保健福祉部福祉総務課提出資料①により御説明いたします。

資料の1ページから3ページにかけましては、別冊資料②の水戸市社会福祉協議会平成31年度事業計画並びに収入支出予算書から事業計画の項目を抜粋したものでございます。

1ページには、令和元年度事業計画として、Ⅰ、基本理念、Ⅱ、基本方針、Ⅲ、重点目標を記載してございますが、2ページからのⅣ、実施事業につきましては、水戸市からの補助と委託事業を抜粋し、右側に支出科目と予算額を記載してございます。

社会福祉協議会は、今年度法人化50周年を迎え、自主事業として記念事業を計画してございます。水戸市からの新たな補助、委託事業はございませぬが、実施事業の主なものについて御説明いたします。

まず、2ページの2、地域福祉推進事業の(1)生活支援体制整備事業につきましては、2年目となる事業で、NPO法人やボランティア団体等と連携し、高齢者の生活支援体制の充実強化と社会参加の促進を図る事業でございませぬ。

次に、3の相談支援等事業の(2)生活困窮者自立相談支援室のうち、イ、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業につきましては、生活保護や準要保護世帯の子どもたちを対象に学習の支援や居場所づくり、保護者への進学相談を行うもので、これまでの福祉ボランティア会館と南部老人福祉センターふれしあに加え、本年度から末広老人福祉センターあじさいを会場に開催いたします。

次に、(3)権利擁護サポートセンターのア、県央地域成年後見支援事業につきましては、定住自立圏構想により成年後見制度の普及啓発や法人としての成年後見の受任などを行うほか、市民後見や法人後見団体の養成などを行うための事業でございませぬ。

次に、4、生活支援事業から3ページの5の就労支援事業につきましては、施設の指定管理に関するものが主なものとなっていますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、4ページをお開き願います。

令和元年度の予算（市費分）として市からの補助・負担金及び委託料を一覧にしたもので、前年度との比較及び所管課を記載してございます。

令和元年度の予算におきましては、1、補助・負担金の職員設置費補助金を初め、2、委託料のうち、幾つかの事業で減額となっており、3、合計欄の差し引きで約1,560万円ほどが減額となっております。これは、平成31年度水戸市予算編成方針において、外郭団体については、市民サービスの向上と経費の徹底した抑制、独自財源の一層の確保を図り、民間と競合可能な自立した経営を目指すこと、また、事業目的基金等の留保財源のある団体は、平成30年度末残高見込み額の10%以上を優先して事業に充当し、市補助金の削減を図ることとなったことによるものでございます。

次に、5ページでございますが、参考として社会福祉協議会の組織図を掲載してございます。組織の変更といたしましては、生活支援課に自主事業として運営しました計画相談支援室、ケアプランセンターりぼんが、計画相談支援体制の強化のために相談支援課の障害者生活支援センターに統合されたことから廃止となっております。

また、職員数につきましては、右上段の表になりますけれども、前年度と比較してプロパー職員が1名、嘱託員は10名の増、臨時職員は8名の減で、全体で3名の増となっております。プロパー職員の1名増につきましては、相談支援課の障害者生活支援センターの計画相談支援体制強化のためによるものでございます。また、嘱託員と臨時職員の増員につきましては、同一労働同一賃金の観点から臨時職員の嘱託化を図ることとなったことによるものでございます。残る臨時職員につきましては、短時間労働ということで、嘱託員との勤務体制が異なっております。

最後に、別冊資料②につきましては、平成31年度の事業計画並びに収入支出予算書でございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 2つお聞きしたいと思います。

1つは、資料でいいますと2ページ、先ほど説明がありました生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業について、箇所数をミオスとふれしあにあじさいを加えるというお話がありました。この事業については、当委員会でも繰り返し拡充を求める審議がされてきたと思いますので、ふやすことはいいことだと思いますが、現状として対象児童というのはふえて、登録が進んで、また学習に参加されている状況なのか。新年度、加えるに当たって、新たな学区で何か取り組みが進んでいるのか、そういったあたりをお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今年度、あじさいのほうで3カ所目を開催させていただくことになりまして、対象者は市内全域を対象としておりますので、昨年の実績になりますけれども、1,025名の方が対象となります。平成28年度につきましても、登録者が21名でありまして、29年度、42名、昨年度30年度は98名となっております。参加者、毎回の平均の参加者につきましても、平成30年度につきましても、赤塚と吉沢、合わせて約30名の方が毎回参加していただいております。

今年度、さらに3カ所目ということで、あじさい、末広地区でございますので、第一中学校区、それと五中学校区、あと、第二中学校区から参加する方が見込まれておりまして、約180名の方がこの地区で対象となる見込みでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。全市を対象にということはあっても、基本的に地域で参加するというか、交通手段が基本的にないわけですよね。ですから、どうしても近隣のお子さんが参加するという傾向にあるのかなと思うんですけれども、今おっしゃった学区については、ぜひ周知もされて、平均参加者数、それ自体もふえるような形で取り組んでいただければなというふうに思います。

もう一つは、先ほど課長さんが最後に御説明されたのが予算の関係なんですけれども、ちょっと気になったのは、いわゆる経費抑制の観点での補助・負担金とか、4ページですね、下段にあります。指定管理委託料そのものも減っているということなんですけれども、基本的にもうかなり公的な、つまり事業団がやっていた事業にせよ、今お話があった老人福祉センターにせよ、公的なものを肩がわりというか委託されてやっているという関係からすると、独自財源といってもなかなか厳しい、それ自体、非常に社協自体が公的な団体ですから難しいんじゃないかというふうに思いますと、この1,500万円以上減らしてしまうというのはいかがなものかというふうに思うんですが、実際の事業運営上、例えば葉山荘とか、80万円減っている、いろんなところに影響が、事業の拡充よりは縮小というふうにならないのかなというふうに思うんですけれども、それ以外の予算全体をちょっとまだ——この冊子を後でよく見たいと思いますが、社協全体の収支から見ても何か特別それを上回る独自財源の増収が見込まれるというふうな当てがあるならいざ知らずですけれども、どうなのかと。この点、ちょっとざっくりとした質問なんですけれども、ちょっと気になったので、市の考え方を聞いておきたいと思います。

○高倉委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成31年度水戸市予算編成方針におきまして、事業目的基金等の留保財源のある団体は、平成30年度末残高見込み額の10%以上を優先して事業に充当するという方針のもと、社会福祉協議会につきましては、幾つかの積立金がございます、取り崩しが可能な基金もございますので、それらの基金の取り崩しをしながら、事業を推進していくということとなっております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 基金の総額がどうなのかとか、わからないんですけども、いずれにしても余りため込み過ぎて、

ためるだけでは余りよろしくはないと思いますよ。

ただ、今おっしゃったような予算との関係でいえば、経常経費として今まで出ていたものに対して補助をしてきたわけでしょうから、それはただ基金が減っていただけではいずれなくなってしまうという話になるので、その点はどれくらいの見込みでこういう考え方で今後いこうとしているのか、それはお答えできますか。

○高倉委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成29年度実績ベースの社会福祉協議会の積立金につきましては、5本ほどございまして、総額で約3億円の基金がございます。このうち取り崩しができないボランティア基金とか基本財産移行時特別積立金、約1億6,000万円ほどなんですけれども、残りの1億3,000万円ほどは事業運営積立金ということで、社協の新規事業とか法人運営のリスク回避のために積み立てている基金がございますので、そういったものを取り崩してもらおうということになります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 細かい中身は後で精査したいと思いますけれども、いずれにしても新たな事業に取り組むべきお金であったわけで、そうするとこれまでの補助で出ていたものは減ることになれば、経常経費に措置がなるということになっちゃうと思うんですね。

ですから、本来、社協がもっと幅広くいろんな福祉事業を展開すべき財源がそういった形で使用されるというのはどうなのかなという疑問を持ったので、その点は今後よく私自身も検討したいと思います。考え方としては、やはりその点は見直すことも必要なんじゃないかなという意見だけ申し上げて、終わりたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、今、予算編成の話が出たんですけれども、いずれにしてもその予算編成は、市の方針だということだけでも、基本的にそういう考え方の予算編成自体が僕はおかしいと思うんだよ。というのは、要するに予算というのは、あくまでも必要だから予算を組むのであって、それを必要であるかないかはかわらず、10%とか20%減らせという予算編成自体が、やっぱりしっかりもう少し予算についての考え方を制度設計しないとだめだと思うんだよ。

要は、必要だから予算をいただいているとすれば、逆に言うと、今言ったように積み金をしていますよということですよ。積み金をするということは、目的があって積み金をしているわけだよ。それが日常的にふえていくという体質もやっぱり現実の問題としておかしい。だって、事業をやるから積んでいるでしょう。それがふえていっちゃうということは、事業をやらないということだ。だから、もともと社協は事業はやらない体質の団体なんだけれども、基本的には積み金をするということは、目的があって積んでいるわけだから、しっかりとその目的に応じた事業をやっていくとすれば、ある程度の積み金がたまっただとしても、事業をやればそれは減っていくわけだよ。だから、そういう使い方自体が今までできていなかったということにも、これは社協としての問題点があるんだというふうに思います。

だから、社協はいろんな課題があつて、やらなければならない事業が、これから行政から流れてくるもの、いろんなものがあるので、予算編成でこうだから、だから減ったんですよということではなくて、やっぱり必要だったらちゃんと闘って、もらうものはもらう、そしてきちんと事業をやる、成果を上げる、こういうふうな社協になっていかないと、社協そのものの存在価値が失われるということになってくるんだと思うんだよね。

だから、もう少ししっかりその事業の推進の仕方、それから事業として項目をとっているんだけど、果たして検証して、うまくいっているのか、いっていないのか。これが、収支予算書が出てきたんで、これから検討するわけだけでも、いずれにしてもそういう考え方の中で、要するに予算を使っていく、積み金を取り崩していく、それで、取り崩したからには成果を上げる、こういうふうなことでやっていただきたい。

特に社協の場合には、法的なソフト面だからよかったんだけど、今回の社協というのは、もう合併して、事業をやる社協なんだよ、事業をやる社協。事業をやる社協というのは、事業はあくまでも成績を残すということが事業だから。やった、失敗したのか、よかったのか。よかったとすれば、さらによくする。だめだったら、どれがだめだったから、よくするのか、これが事業なんで、そういうふうな考え方でしっかりやってもらいたい。

それからもう一つ、生保の今の学習支援だけでも、今1,025人が対象ですよという話がありました。現実問題として100人ぐらいしか御参加をいただいていないというようなことで、あとの90%以上の方が、この事業を知っているのか知らないのか、知っていても参加できないのか、参加したくてもできないのか。学習意欲がある人というのは、もっともっていいはずだと思うんですよ。

そうすると、今100人ぐらいしか参加していないということは、今言った場所の問題、例えば二中の人とか五中の方が、あじさいに来るまでにどれほどの金がかかるのと。これ費用というのは出るんだっけ、通学費用というのは。その辺も含めて後で答えてください。

要は、そういうふうな形の中で、この事業をやっているなら、やっぱり少なくとも50%ぐらいの人に登録をさせていただいて、参加をさせていただいて、そして、おかげさまでこんな学校に入れましたよ、諦めてたんだけど高校へ行きましたよ、大学へ行きましたよと、こういう事業になつてもらわないとやっている意味がないと思う。

だから、その辺についてどのようにこれから展開していくのかということ、しっかり見きわめながら、今回のあじさいで180人ぐらいのカバーができますよということだけでも、やっぱりこれが少なくとも3割、4割の方に御参加をいただいて、ここで学力向上、もしくは自分たちの精神面も含めたスキルアップをしてもらうという事業になつてもらわないと困ってしまうので、その辺について今お考えいただいていること、それから、社協としてどういうふうなやり方をこれまでして100人程度しか集められなかったのか、さらに、課長として、これからもっともっと人に来ていただいて、学習意欲を高めてもらうためには、どういうふうなことを社協のほうに指導、育成していくのか、この辺について考え方がまとまっていれば、まとまっていなければいいですよ。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

まず、通学の費用につきましては、これは生活保護対象の方になってしまいますけれども、その方については通学費として実費を支給する形をとっております。

周知につきましては、教育委員会のほうと連携をさせていただきまして、準要保護世帯につきましては、学校のほうから対象者に案内をしていただくようなやり方しております。生活保護世帯につきましては、うちの担当のケースワーカーが訪問した際に、制度の説明と、参加してみてもどうかということでお勧めはしているところでございます。

その参加率につきましては、以前、参加されなかった方に対してアンケートをとったことがあるんですけれども、やはり一番大きな問題としては、実際通学する際の距離が一番の課題であるというところがありますので、今後、会場をふやす形をとって、できるだけ御自宅から近いところに通えるような体制を整えていければいいかなと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 旅費が出ているとすれば、もう少し参加率が上がってもいいよね。生保の方、準要保護の方たちはバス代を出すのが大変だというふうに思うので、そういう環境もあるのかなと思ったけれども、今、認識不足で申しわけなかったけれども、足代が出ているとすれば、やっぱりもう少し参加率を高めるというためには、学校との連携をしていると言うけれども、じゃ、学校でどういう程度の進め方というか、そういうものをやっていたらいいのか、ケースワーカーがお話したときに、どういう反応があって、どういうふうな問題点があるのか、こういうことをしっかり検証する。

それから、今の距離が長くてという話があったとすれば、やっぱり1小学校区1市民センター、こういうふうな制度もあるわけだから、そういうふうな制度を活用しながら、行きやすい環境をつくってあげる。これ事業としてはすばらしい事業だと思うんですよ。だから、せつかくの事業なので、それをやっぱり効率化する、効率を上げていくということが大事だと思うんだよね。それは、やはり負の連鎖を防ぐという大義があるわけですから、だから、そういう意味ではしっかりもう少しきめ細かい考え方をさせていただいて、社協だけに任せていたらこれ仕事が進まないから。だから、生活福祉課がしっかりとリーダーシップを発揮して、社協に叱咤激励して、やらせるというような形をとってもらわないとなかなかうまくいかないと思うので。

答弁は結構ですけども、そういうことを留意して、来年度は、またさらに二、三カ所ふえるような、そういうふうな計画をきちんと立てていただいて、空白地区を埋めていく。偏在しているところもあるよね。例えば、こういう対象の方々が偏在しているところというのがあるでしょう。そういうところをやっぱりきめ細かくやっていくべきだと思いますよね。その辺も含めて検討してみてください。御苦労さまです。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、訴訟について執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、介護保険課におきまして対応しておりました訴訟につきまして、水戸地方

裁判所より一部を除き多くの部分について水戸市の主張が認められた判決がありましたので、介護保険課提出の資料により御報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

まず、事件番号です。平成28年（行ウ）第21号。事件名、居宅サービス計画給付費返還請求処分取消等請求事件。提訴年月日は平成28年9月29日。原告は株式会社タカ。被告は水戸市でございます。

請求の趣旨につきましては、1から6の「訴訟費用は、被告の負担とする。」まででございますが、その下の事案の概要のほうに整理させていただいておりますので、そちらで御説明させていただきます。

事案の概要。原告が指定居宅介護支援、こちらケアプランの作成になりますが、これを行ったことにより得た居宅介護サービス計画費及び通所介護、これはデイサービスです——を行ったことにより得た居宅介護サービス費につきまして、水戸市が原告に対して平成26年4月17日から同年6月25日までに、運営基準違反により介護保険給付費返還請求を行いました。原告から、その処分の取り消しを求められた事案でございます。

なお、この介護保険給付費返還請求につきましては、この米印1にありますとおり、給付費、加算金、督促手数料及び延滞金の合計508万1,656円でございます。

裁判の経緯でございます。

平成28年12月16日の第1回口頭弁論から、恐れ入りますが裏面をお願いします。平成31年3月22日の判決まで計13回開催されております。

判決の内容でございます。

こちらにつきましては、その下の判決理由の概要とあわせて御説明したいと思います。

判決の内容のまず1番、原告の被告水戸市に対する訴えのうち、延滞金賦課処分の取り消しを求める部分を却下する。

これにつきましては、下の判決理由の概要の1です。延滞金は、納付義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき金額が確定するものであって、延滞金を納付すべき旨の通知は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しないものと解されるため、延滞金賦課処分の取り消しを求める原告の訴えは認められないというような理由でございます。

また、判決の内容の2でございます。被告水戸市が平成26年5月21日付で原告に対してした居宅介護サービス費の返還請求処分について、15万2,847円を超える部分を取り消す。

こちらの中身でございますが、その下の判決理由の概要の2番でございます。こちら通所介護でございますが、通所介護に係る居宅介護サービス費につきましては、利用者が入居していた有料老人ホームと通所介護事業所の建物が、渡り廊下等でつながっていたことから、送迎減算をすべきであるとの水戸市の主張は、原告が介護報酬を請求した平成24年4月ごろには、既に渡り廊下でつながっていたものと認めるに足りる証拠がないため、原告の請求、こちら8万6,750円相当でございますが、これが不正請求に当たるとは言えない。この部分について水戸市の主張が認められなかったところでございます。

なお、送迎減算と申しますのは、この米印2に書いてありますとおり、同一建物内における居宅から通所介護事業所への利用者の送迎は、報酬として算定することができないため、通常の報酬から減算されること

を指すものでございます。

また、判決の内容の3番でございます。原告のその余の請求をいずれも棄却する。

こちらの理由につきましては、下の3番です。こちら居宅介護サービス計画費でございますが、こちらについては、サービス担当者会議、これは米印3にあるとおり、ケアマネジャーがケアプランの作成または変更にあたって、ケアプランに位置づけたサービス提供事業所の担当者、それと利用者等を招集しまして、ケアプランの内容を検討する会議でございますが、こちらとあとモニタリング、これモニタリングといいますのは、米印4にありますとおり、ケアマネジャーが利用者の居宅を毎月訪問して、ケアプランの実施状況の把握や利用者の状態を確認し、記録するものでございますが、この担当者会議とモニタリングが実施されていないと認められることから、原告はこれに応じた運営基準減算をする必要があるにもかかわらず、これをせず居宅介護サービス計画費を請求し、その支払いを受けていることが不正請求に当たるという裁判所の認定でございます。

また、判決の内容の4番でございます。訴訟費用は、原告と被告水戸市との間に生じたものは、これを50分し、その1を被告水戸市の、その余を原告の負担とする判決でございます。

判決の内容は以上のとおりでございますが、なお、水戸地方裁判所に問い合わせましたところ、原告より4月5日付で控訴の提起がされていると伺っております。現在までに正式な通知を受けておりませんが、控訴審となりました場合は、水戸市といたしましては、顧問弁護士とも相談の上、再び争うものでございます。

訴訟についての報告は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

木本委員。

○木本委員 今後も引き続き争う予定でありますので、これ内容はまた精査されてくるけれども、この会社自体は、今どういふふうな状況になっているんですかね。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 この株式会社タカにつきましては、当時の事業所につきましては、廃止や休業となっております。今現在、サービスのほうは提供はされておられません。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 この会社自体はもちろんそうだと思うんですけども、その施設等についても今は、そうかどうかということですか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 こちら、実際、サービスがされていた有料老人ホームにつきましては、別な事業所というか法人のほうで別な事業所を立ち上げて、居宅介護支援、ケアプランのほうを作成して、今現在、提供がされているというような状況でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 これからもう一度裁判をする、これまたその結果を待つしかないと思いますけれども、結局、明らかになった合計金額ですか、これが実際とれるのかどうかというのは、その裁判で白黒はつきりさせるのはもちろん大事だとは思いますが、プラス実際それをやった上で、それがしっかり回収できるか

どうかというところも大事だと思うんですけども、そこについてどういうふうにお考えですか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 当然、控訴審になった場合は、そちらの確定を待つような状況ですけども、そちらが確定した折には、対象となる法人に対しまして、改めて請求していくというような考えでございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ただ、その法人自体がもうあれなんでしょう、先ほどお話ししたとおり、もうないんですよね。ないんだか、停止しているんだか、休眠しているんだかわかりませんが、そこからとれるものがあるのかなという、そもそもこの闘い、そこについてどういうふうにお考えですか。

○高倉委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 今現在、法人のほうは一応残ってはおります。事業としてはされてはおられないようなものなんですけれども、ですので、とりあえず対象となる代表の方には、また催告をし、必要があれば財産調査などを行って、とれるところがあるかどうか、その辺も精査していきたいと考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうですね、今回のこれを機に、もちろんその争いは続くんでしょうけれども、やはり改めて許認可したところがどういうふうな運営をされているのかということが問われていると思いますので、これ前もほかの案件でも、たしかあったような気がするんですけども、この案件以外に、裁判にはなりませんでしたが、ですので、大変福祉、水戸市の膨大な予算の中で扶助費に一番使っている、予算編成の中で一番枠が大きいところでございますので、ほかについてももちろんないと願いますが、実際に運営については、そうした許認可を行うところとして、どうなのかというところはしっかりと——これ自体があってはならないことですよ、正直、公金がそういうふうに使われたわけですからね。それを許認可した市役所として、ほかはどうなんだというところを監督するのはもちろんになりますので、これを踏まえて他の施設も絶対そういったことのないように、監督してもらいたいというふうに思います。

私からは以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市歯科保健計画（第2次）について執行部から説明願います。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 それでは、水戸市歯科保健計画（第2次）について、保健センター提出の資料に基づき御説明いたします。

まず、1、計画策定の基本的事項。

(1)計画策定の趣旨でございます。生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた取り組みにより、市民が歯と口腔の健康を通して、いつまでも健やかで心豊かに暮らせることを目指してまいります。

続いて、(2)計画の期間につきましては、2019年度から2023年度までの5カ年としております。

次に、2、計画の基本的方向でございます。

(1) 目指す姿につきましては、市民が生涯にわたり歯と口腔の健康を維持できるよう、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりのための取り組みを推進し、高齢になってもおいしく食べて、笑顔で過ごせるよう、おいしく食べて生き生きライフ、生涯健口・キープスマイルといたします。

続いて、(2) 基本方針でございますが、第1次計画と同様、2つございます。

まず、基本方針1は、歯科疾患の予防であります。健康な歯と口腔を保つためには、歯を失う主な原因である虫歯や歯周病の予防が重要であることから、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた歯科疾患予防に取り組んでまいります。

基本方針2は、健康の維持のための口腔機能の発達及び維持・向上であります。歯と口腔の健康を保つことは、全身の健康維持につながることから、歯と口腔の発達状況に応じた適切な口腔機能の発達及び維持・向上に取り組んでまいります。

次に、(3) 重点施策につきましては、水戸市の課題を踏まえまして、計画に位置づける施策のうち、優先的かつ集中的に取り組むものであります。

重点施策1は、歯と口腔の健康維持に関する知識の普及・啓発としまして、ライフステージごとの歯科的特徴に考慮した虫歯、歯周病の予防の取り組みに加え、口腔機能の発達を促進するため、よくかんで食べる習慣が身につくよう、かみ応えのある食材や調理法等の普及を図ってまいります。

重点施策2は、定期的な歯科健診の受診勧奨としまして、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療を行うには、定期的な歯科健診が有効ですが、青年期以降になると歯科健診を受けている人の割合が低い状況です。受診のきっかけとなるよう、ライフステージに応じた歯科健診の周知を図るなど、受診勧奨に努めてまいります。

重点施策3は、歯科口腔保健の総合的な推進であります。歯科口腔保健を総合的に推進するためには、保健、医療、介護、福祉、労働衛生、教育などの関係機関、団体等と連携していく必要があり、そのための体制づくりを検討してまいります。

ページを返していただきまして、2ページは、3、施策の体系となります。目指す姿を実現するため、2つの基本方針をライフステージごとに基本施策8項目、具体的施策12項目を位置づけております。

なお、お手元に配付してございます計画書の詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 私は水戸市健康づくり推進協議会のメンバーでもあって、審議もお聞きした計画でもあるので、いろんな意見が反映された計画としてまとまったなという印象を持っておりますが、協議会でも出た意見を参考にちょっと質問したいのは、国全体でいいますと、いわゆる6424とか8020という目標が掲げられているのに対して、64歳だと厚生労働省の調査ですと大体23.9本、ほぼ達成に近いんですけども、80歳になると平均15.3本ということで、8020というのはなかなか厳しい目標だという印象なんですけれども、この本体のページでも31ページに、64歳で24本以上の割合が73.7%を75%にしよ

うと、それから、35ページには80歳で20本以上を58.4%から60%にしようということで目標はいいと思うんですが、その前の年齢ですね。

27ページに、虫歯のない中学1年生の割合というのが出ていまして、これは7割目標ということなんですけど、要するに言いたいのは、計画それ自体、目標、これをこういうふうを示す以外ないと思うんですけども、中学1年生、十二、三歳から64歳まで50年ぐらいあるわけですよ。その間にどういうケアをされるかというのが将来を決めていくのかなというふうに思っているんですね。

今日の今、説明された問題は、このライフステージという青年・壮年期、20から64歳の間にどういうふうなことができるかということだと思っただけですね。高齢になっても元気に自分の歯で食べられるというのが非常に健康寿命を延ばすというふうにも言われているので、そういう点からいうと、この31ページの定期的な歯科健診を受ける人の割合が非常に低いと、27.7%ということで、これはそのイメージしているのは、現役労働者であれば、職場で歯科健診とかがやられている場合も間々あるのかなと思いますが、基本的には個人任せなのか。つまり、水戸市としてはどういった、そこにてこ入れをするべく取り組みをやろうとしているのか。その点がやっぱり大事なのかなというふうに思っただけですけども、その点についてわかれば、少し詳しくお示しいただきたいなと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

確かに、この青年期、壮年期につきましては、行政の施策からちょっと遠のいてしまうような時期ということで、定期的に歯科健診を受ける方の割合というのが大変低い状況があります。

現在におきましても、40歳、50歳、60歳、70歳という節目の歯科健診の際には、個人通知を行いまして、実施をしているところではありますけれども、受診率としましては大変低い5.1%という状況がありますので、今後につきましては職域への働きかけというのを、この2次計画につきましては、新たに実施することを盛り込んでおります。

今現在も健康マイレージ事業というので協賛をいただいている企業がございますので、そういった健康に関心のある企業さんに対して、働きかけを行っていきたく思っております。その際には、受診勧奨あるいは昼休み後の歯磨き、そういったところを周知していくようなパンフレット等をつくりまして、配布をしていきたいというふうに現在は考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。粘り強くやる以外にないのかなと思うんですけども、5.1%でしたか、さっきおっしゃった、その年齢の区切りもそのままがいいのかという、つまり、たまにしか来ない通知ですと、なかなか忙しい現役世代は来ない、行かないんじゃないかなという気もちょっとするんで。

ちなみにあれですか、市役所の方々はもっと頻繁に健診があるんですか、歯科健診。ないですか。わからないならいいです。後で僕も調べたいと思いますが。

とにかく、高校生から大学生、それから現役世代になったときのケアが非常に、水戸市としても方針を立てるのが難しい世代ではあると思うんですけども、その点が非常に鍵になるのかなと思ったので、その点

をぜひ今おっしゃったような答弁の形で幅広く周知をして、受診率が上がるように努力していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 すみません、初歩的な質問なんですけれども、歯科健診の調査というのはどうやってやっているんですか。先ほど、二十歳と40歳でしたっけ、その節目のときに案内を送って、あれをやっているというのをおっしゃいましたね。あれは毎年はやらないんですしたっけ、健診の案内は。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

その節目の年齢になった際に、個別の通知をさせていただくんですけれども、それが40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢のときに通知をさせていただいております、市内の歯科医療機関のほうに個別に予約をしていただいて、受診をしていただくことになっております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、この定期的な歯科健診を受ける人の割合というのは、そのことを言っているんですか。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

31ページに載っております受診率5.1%は、今の節目年齢の健診の受診率となります。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 それで、全体になると5.1%になっちゃうと。こっちの13ページだと目標数値が30%と書いてあるじゃないですか、青年・壮年期の人。これとの整合性ということでは、どういう意味ですか。

○高倉委員長 先ほどの個別の対象の年齢の方の割合が5.1、それとは別に世代……

○木本委員 世代で、青年・壮年期の世代だと、27.7%で……。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

13ページの表の、2つ目の表の一番上の定期的な歯科健診を受ける人の割合、こちらの27.7%というのは、アンケート調査を行いまして、その結果となりますので、市でやっている健診プラス個人的に皆さんが自発的に健診を受けていますというようなお答えをしていただいた方の割合になります。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 それで、いわゆる20歳から64歳の件で、これが成人歯科健康診査を受ける人、いわゆる全体という、先ほど言った40、50、60、70歳だと5.1%になるということ、ちょっと私の認識が。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

すみません、わかりづらくて申しわけありません。

20%というのは、20歳から64歳の健診率なんですけれども、先ほどの5.1%というのは、その中に含まれる数字になりますけれども、市で行っている歯周病の……

○木本委員 検査を受けた人の割合ね。

○小林保健センター所長 はい。

○木本委員 なるほどね。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

いずれにしても低いということですね。結論から言うと、どっちにしても低いということは間違いないと思いますので、市のほうを受ける人、また個人的にやっている青年・壮年期の方でも実際20%ぐらいだということですよ。わかりました。

これどう上げていくかというより、個人の健康に対する意識をどう上げていくかということなんですけれども、特にあれですよ、それに対する、個人でやっている方に対するその補助とかそういったこともないんですよ。たしか、市でやっている40、50、60、70歳に対しては市の補助ないし負担でできると思ったんですけれども、個人のそういった年間を通してやるということに対しては、特にそういったサービス、行政サービスはないということですよ。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市の健診以外の市民の方がやっている歯科健診に対しての補助はございません。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 これから、いよいよ来年、保健所もできて、今、この業界の方々ともいろいろとお話しているかとは思いますが、そういったところも含めて水戸市が保健所ができることによって新たなこういったサービス——サービスというか、いわゆる保健所ができて何が変わったのかということ、そういったことが向上したとか、市民の歯を含めた健康、福祉関係が増大したということで、何かしらやっぱり示していかないといけないんじゃないかと思っていますので、これから、ぜひこういった数字もやっぱりどう上げられるかというのは、この保健所ができる節目に改めて御検討いただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市自殺対策計画について執行部から説明を願います。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 それでは、水戸市自殺対策計画について、保健センター提出の資料に基づきまして御説明いたします。

まず、1、計画策定の基本的事項。

(1)計画策定の趣旨でございます。誰にでも起こり得る危機である自殺に対する対策を総合的かつ効果的

に推進するため、自殺予防体制の充実に向けた取り組みを推進するとともに、心の健康を保つための施策の充実を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。

続いて、(2)計画期間につきましては、2019年度から2023年度までの5カ年としております。

次に、2、計画の基本的方向でございます。

(1)目指す姿につきましては、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、地域においてともに支え合い、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、目指す姿を誰もが命の大切さを実感できる、支えあうまち・水戸といたします。

次に、(2)基本方針でございますが、5つございます。

まず、基本方針1は、生きることの促進要因への支援として、地域における居場所づくりなどさまざまな分野において自己肯定感や信頼できる人間関係など、生きることの促進要因への支援を推進してまいります。

基本方針2は、地域におけるネットワークの強化であります。自殺の背景には、さまざまな要因があることから、保健、医療、福祉、教育、労働、その他さまざまな分野の組織が密接に連携し、社会参加等の施策と連動した事業の展開を図ってまいります。

基本方針3は、自殺対策を支える人材の育成であります。ネットワークは、それを担い、支える人材が初めて機能するものです。悩みを抱える人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう自殺対策を支える人材の育成を図ってまいります。

基本方針4は、普及・啓発の推進になります。ネットワークを強化し、相談体制を整えても、自殺に追い込まれる危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということを知らなければ適切な支援につながらないことから、これらについて積極的に普及・啓発を行います。

基本方針5は、命の大切さを実感できる教育の推進として、児童、生徒が命の大切さを実感できる教育に加え、困難やストレスに対するSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、学校や地域と連携した若者への支援に努めてまいります。

次に、(3)施策推進の考え方につきましては、本市の課題として抽出された高齢者、生活困窮者、就労環境問題にかかわる施策について重点的に推進するとともに、将来的な自殺リスクの低減を図るため、子ども・若者を対象とした施策についても重点的に取り組むものであります。

まず、高齢者の自殺対策の推進として、高齢者の社会参加や生きがいづくり、居場所づくりの支援等を強化するとともに、地域包括ケアシステムを確立し、地域での見守り体制を強化してまいります。

次に、生活困窮者の自殺対策の推進として、生活困窮者が抱える困り事や不安に対し、自立に向けた支援を実施する自立相談支援を推進するとともに、世代を超えた貧困の連鎖を防ぐための環境整備と教育機会の均等化を推進してまいります。

次に、就労環境問題にかかわる自殺対策の推進として、行政とのかかわりが少なくなる働く世代において、仕事に関する悩みを抱える人が適切な相談支援を受けることができるよう、相談支援体制の強化を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

次に、子ども・若者の自殺対策の推進として、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、早期発見、早期介入により子どものころからの自殺リスクの低減を図るため、保健、医療、福祉、教育等の関係機

関と連携しながら施策を推進してまいります。

ページを返していただきまして、2ページ、(4)目標指標につきましては、国と同様の考え方で、年間の人口10万人当たりの自殺による死亡者数である自殺死亡率を、2026年までに2015年の自殺死亡率16.1と比べて30%以上減少することと国のほうではしております。そのため、本計画の最終年度である2023年の自殺死亡率については、12.5以下にすることを目標とします。人数で換算いたしますと、2015年10月1日現在の人口で換算しますと、自殺者数44人を34人以下にするということになります。

続きまして、3、施策の体系となります。目指す姿を実現するため、基本方針ごとに基本施策8項目、具体的施策17項目を位置づけております。

なお、お手元に配付してございます計画書の詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 日本が先進国の中でも、非常に自殺者が多いというゆゆしき問題について、この法律ができて以降、年々減少しているということはいいい傾向だと思うんですが、水戸市においても10万人対比で16.1人ということでもあります。年間40人程度お亡くなりになっているということですので、その対策強化を総合的に推進されるということは、非常にいいことだと思うんですが、お聞きしたいのは、この基本方針の中でも地域におけるネットワークの強化とか、自殺対策を支える人材の育成というのが出ております。本体を見ますと、31ページとか37ページに出ています。未遂者は自殺者の少なくとも10倍はいらっしやるというふうに言われていると書いてあります。現実の問題として、今までどんな部署でどういう対応がなされてきたのかなということを知りたいと思うんですが、未遂者及びその家族に対する対応ということについてはどういった事例があるのかということと、それから、ゲートキーパーを養成するというふうには、これまでもしてきたし、今後もしていくということなんですけれども、実際に養成された方々と、また専門機関とのつながりとかということについては、スムーズにしているのかどうか、そういった研修の中身についてもどのようなことをされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

これまでの自殺未遂者への対応でございますけれども、実際に救急病院等に運ばれた後に、例えば精神疾患をお持ちであるとかそういった場合には、保健センターあるいは関係各課のほうに連絡等が来るというふうなことで、かかわりを持つということはこれまでも行ってきておりますけれども、自殺未遂者として運ばれた方全員に対応できているかといいますと、現在はできていないような状況です。

ただ、今年度から県立こころの医療センターとともに、対応について研究をしていきたいと思いますというふうなことを始める予定となっておりますので、今後、対応等についてとれるように体制等をとっていければというふうに考えております。

それから、2点目のゲートキーパーの研修につきましては、現在のところは民生委員の方であるとか、保

健推進員の方であるとか、そういった方に対しまして、自殺の危機を示すサインに気づいて、適正な行動ができるようにというようなことでの研修をさせていただいているところです。そういった方がいらっしまった場合には、保健センターとかに御連絡をいただけるとありがたいですということで、現在のところは進めております。直接その専門機関等につなげるというようなところまでには至っておりませんで、何かあった場合には保健センター等に御連絡をいただいているような状況でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

いろんな原因があるんだろうと思いますし、雇用の問題だとか、経済的な問題だとか、それ以外にもさまざまな病気が原因であることもあるでしょうし、そういった形でさまざまな機関で連携をするということがやはり大事なことなんだろうと思いますので、今おっしゃったようなその関係機関との連携の強化については、ぜひ市としても取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この自殺防止は大変重要な施策の一つだというふうに思っていますけれども、計画は保健福祉部がつくるわけだけれども、これ現実の問題としてやるには家庭だったり学校だったり社会だったり職場だったりということで、非常に管理体制が難しいと思うんですよ。これ、つくって、一つの小冊子にして終わりではなくて、現実にこの効果をどうやって高めていくかということだと思うんですね。

最近の事件、事故なんかを見ても、高萩で起きたような例もあるし、要するにいろんな職場、現場との連携をこれからどういうふうに進めていくのかということについて、具体的に進行管理をどうしていくのか、どこでどんなふうな形になっているのか。例えば、自殺をするときに、ほとんどが結果論でしか評価されていない。しかし、亡くなる当事者としては、いろんなところでいろんなサインを出しながら、助けてよという声を出しているんだというふうに思うんですね。この辺を誰がどんなふうに見きわめるかということになると、今、民生委員とか社協とかという話が出たけれども、現実の問題としてそこまでそういった方々がかかわれるかといったら、非常に難しい部分があると思うんです。

やっぱり防止するとすれば、職場であったり、それから家庭の中で親がどうやって自分の子どもとかかわりを持って気づいてあげられるか。保育の無償化なんかになれば、どんどんこれ親離れしていく。保育園の先生のほうが相対時間というか一緒にいる時間がもう多くなってしまいうという現実もあるわけですよ。

だから、せっかくつくったこの計画を無駄にしないために、これからどういうふうに行進管理をしていくのか。これ相当権限を持ってやらないと、なかなか難しいと思うんですね。例えば、じゃ、学校にお任せしますよということになっても、現実に学校ではいろんな問題が起きているわけだから。

だから、その辺について、やっぱり定期的にどういうふうな打ち合わせをし、どういうふうな進行管理をするのかということが大事だと思うので、その辺については、これを実践するための今度は進行管理をきちんと計画立ててやっていただくような考え方をしてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 答弁は。

○袴塚委員 いいです。無理だと思う。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 目標数値の部分で、冊子の24ページに、その算出について書いてあるんですけども、目標数値をこのように出されているというのは、国のほうの指針も含めて30%以上減少という中で、どうなんでしょう、これ努力目標として、この2023年までに12.5以下ということでございますけれども、これはいろいろ細分化してやっていくんだと思うんですけども、でき得るところなんですかね。

〔「できるとも言えないし、できないとも言えない。理解ください」と
呼ぶ者あり〕

○小泉委員 じゃ、今おっしゃるとおりだと思うんですけども、ただ、僕の感覚的には、この本当の目標はゼロなんですよ。もう1人の命だって自殺者を起こしてはいけないし、それを救える社会をつくっていかなくちゃならない。それも実際から、よりいろいろな施策を展開して、命を救って、防ぐというところが最大の目標になってくると思いますので、それはいきなり行政目標としてゼロというのはいえないのかもしれないけれども、この12.5を何とかクリアすればいいじゃなくて、やっぱりゼロの、1人の命もなくさせないというのを目標に各施策を展開していただきたいというのが、ちょっと要望で言えればと思いますので、その年代ですとか、学生世代から社会に出てからと、それぞれ内容が変わってくると思うんですけども、それら全てを何としても防いでいくという気概でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）について執行部から説明を願います。

白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 それでは、水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）について、歴史文化財課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の目的でございますが、歴史的風致とは、歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動が、歴史的価値の高い建造物とその周辺で行われ、それらが一体となって形成された良好な市街地の環境のこととございまして、第1期の本市の計画が2018年度で終了となったため、本市の歴史的風致を維持し、さらなる向上を図り、本市ならではのまちづくりを推進するため、新たに第2期の計画を策定したものでございます。

2の計画期間でございますが、計画期間は2019年度から2028年度までの10カ年でございます。

3の維持及び向上すべき歴史的風致につきましては、国土交通省などとの協議や有識者による法定協議会並びに文化財保護審議会等における審議、またパブリックコメントなどを踏まえまして、(1)の梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致、(2)の文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風

致、(3)の郷土の祭礼に見る歴史的風致の3つの歴史的風致に整理いたしましたものでございます。特に、郷土の祭礼に見る歴史的風致では、アの下市に伝わる吉田神社の秋季祭礼など6つの小風致を示すこととし、それぞれの内容を1期計画に比べて、より詳しく記載しております。

次に、4の歴史的風致の維持及び向上に関する方針でございますが、第1期計画の課題などを検討し、また既存計画との関連性を考慮しながら、(1)の歴史的建造物等の整備、保存、活用を初め、4つの方針を定めたものでございます。

ページを返していただきまして、5の重点区域の位置及び区域につきましては、面積約1,160ヘクタールの第1期と同じ区域を特に整備事業を推進する重点区域に設定いたしました。

次に、6の歴史的風致の維持及び向上に関する事業につきましては、(1)の歴史的建造物等の整備、保存、活用に関する事業から(4)の歴史的風致等についての情報発信と市民への普及啓発に関する事業の4つの区分によりまして、15の事業を実施してまいります。

7の歴史的風致形成建造物の指定及び管理につきましては、第1期におきましては4件を歴史的風致維持形成建造物として指定いたしました。第2期におきましては14件を指定の候補に挙げております。第2期計画におきましても、歴史的建造物の調査を行いながら、歴史的風致維持形成建造物の指定を進め、所有者とともに適切な保存、活用に努めてまいります。

なお、計画本編につきましては、後ほどお目直しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 10年先までの長い計画なんです。端的に言って、1期と違うその新規なものは何かあるのかというのが、まず1つ目の質問です。

それから、2つ目は、詳細は後ほどということだったんですが、ちょっと今見た中で気になったのは、164ページに、水戸市屋外広告物条例の運用というのがあって、区域が定まっていて、規制がされているんですけども、例えば、表示面積の4分の1を超えて、彩度8を超える色彩の使用の禁止とありますよね。観光地へ行くと、いろんなコンビニも含めて色規制があったりして、配慮しているなど一見してわかる観光地もあるんですけども、水戸市の場合はこのルールというのは、基本的に守られているのかどうかというあたりと、そういった点で、何か課題があるのかどうか、あわせてお聞きしたいなというふうに思います。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の第2期の計画でございますが、第1期におきましては、14の事業を実施するとしていたところ、7つの事業が終了し、7つが継続となりましたので、その7つの事業に新たに8つの新規事業を加えまして、15の事業を実施するというにいたしましたものでございます。

具体的に申し上げますと、本編で御説明申し上げますと、177ページ以降に第2期の計画で実施する事業が書いてございます。

177ページに記載してございます15の事業が、今回実施するものでございますが、そのうち、弘道館公園整備事業、偕楽園公園整備事業、保和苑整備事業、千波公園整備事業、都市景観形成助成事業、三の丸地区周辺景観整備事業、水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業につきましては継続でございまして、それ以外のものが新規事業となっております。

2つ目の御質問、164ページに書いてございます景観条例の関係でございますが、こちらは都市計画部門のほうからはルールは守られているというふうに伺っております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 極めて重要な部分だと思いますし、水戸市が観光でいろいろ柱としている中ではこういったものも、より力を入れてやっていくというのは必要だと思うんですけども、新しいものをどんどん取り入れて、そこに力を注入していくのもわかるんですけども、それとあわせて歴史文化財課のほうで今、これまでに手がけていて、余り進展が見られないようなところもあると思うんです。例えば、私の地元だと台渡里官衙遺跡群の環境整備だとかというところも、難しいものは棚上げして、新しいのだけに注力していくんじゃなくて、きちんと今まで手がけているものも同様にしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、これは要望ということで受けていただければと思います。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと1つだけ、細かい話で。

今度の計画の中に観光周遊バスというのが入っていますよね。これは2028年度までの計画なんだけれども、これを見ると、今までのその実績というのは、どんなふうに評価しているのでしょうか、観光バス。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 すみません、こちらの循環バスにつきましては、主に産業経済部門などが実施してございますが、そちらにつきましては商工会議所なども連携しまして、一定の成果を上げているというふうに伺っております。

〔「これ今までのと違うということ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ここに載っているということで、この水戸市歴史的風致維持向上計画というのは、これ産業水道の案件じゃないよね。だから、これ我々のところに今お披露目をいただいていると。

それで問題なのは、要はその成果をどういうふうな検証をしていて、効果的だからこういうものにさらに力を入れて——今ちょっとバスだけ言っているけれども——やるんだということがまとまっているからここに載っているんだと思うんだ、延長もしているし。

逆に言うと、7部門が残りましたという説明がさっきありましたよね。じゃ、7部門が残ったということは、何で完了しなかったかという検証があって、こういうところに力を入れるから、これにプラス8で、今度は15でやるんだよと、頑張るんだよということだと思わすけれども。それは産業水道で、それはどこかだよという話になっちゃうと、縦割りというか。

ただ、問題は、その歴史的風致維持向上計画の中でこういう事業をやっていくということになれば、当然ながら合同の検証委員会とかで、検証、評価をして、ここに載せてくるというのが現実の問題ではなかったかなというふうに思うんだけど。

残った8つは、逆に言うと、さらに向上を目指すのか、それとも成果が上がらなかったもので、そういうところに留意して、さらに向上を目指すということなのか。一定の成果は上がったんだけど、これもまだ今の時代、足りないよということでさらに向上するという計画で7つを継続しているのか、この辺については検証されたんでしょうか。されていない。今日、答弁ができなければ、後で御調査いただいて、御答弁をいただきたい。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

この計画を策定するに当たりましては、内部でワーキングチームなどを立ち上げて、そちらでいろいろ検討してまいりまして、それぞれの事業についても今までの成果、実績などを踏まえまして、今回、うちのほうの事業として位置づけております。

今後、今回位置づけた事業につきましては、先ほどお話ししました法定協議会でも引き続き進行管理に努めるとともに、それぞれの所管課との連携を図りながら、一定の成果を上げられるように努力してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の御答弁をお伺いしていると、14のうち7つが完了したということは、一定の成果が上がったということで完了されたんだというふうに思うんですね。

今の答弁は、残った7つは、どうも未達成だよと。したがって、軌道修正して、さらに検討して、新たなものを8つ入れて15になったんだという、こういう理解でいいですか。

ということは、観光周遊バスについては、余り成果が上がっていないという評価と考えていいのでしょうか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 私の説明がちょっと舌足らずというか、不十分なところがありまして申しわけございません。決して観光周遊バスなどにつきましては、成果が上がっていないというわけではなく、この梅まつりなどが開催される時期に周遊バスなどは運行して、お客様から一定の評価はいただいております。より一層、お客様に対するおもてなしも行うということも含めまして、この観光周遊バス運行事業を引き続き位置づけるものでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 バスでちょっとお聞きしたのは、見かけると余りお乗りになっていないようなバスが走ったりするんですよ。果たして、じゃ、成果がどうなのかというと、1人でも乗れば乗客ゼロじゃないから、成果が上がったという捉え方をしてもいいのかもわからないけれども、現実の問題として、やっぱり周遊バスを走らせる、観光で。逆に言うと、市民は病院に行くにも何もやっぱり足がなくて困っているという生活の中で、観光資源として必要だからこういうバスを走らせるんだということについては、一定の賛同はしたい

と思うんですよ。

ただ、どういうふうな目的を持って、あと10年続けていくのかということについて、やっぱりきちんとした検証が必要なんではないですかということをお願いしている。

だから、今、一定の成果が上がっているんだということであれば、例えば、じゃ、乗車率はどうかのと、運行回数は足りないのかという話に行くわけですよ。

そうじゃなくて、一定の成果が上がっているんだよということをうのみにすれば、じゃ、この後の10年間、さらに成果を上げるために、どういうふうな効果を求めていくのかということについても、しっかり進行管理をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、もう一つ、三の丸地区の景観について、今、大手門を一生懸命やっていますよ。今度は二の丸隅やぐら、これも建築が始まりますね。そういう中で、この間から言っているように、旧官舎を買って、あそこに駐車場ができるよね。あそこにはトイレができるけれども、要するに旅人が休んで、お茶を飲んだり、観光資源として買い物をする場所が計画の中に入っていないわけよ。当初は入っているという計画だったんだけど、何か途中で消えちゃったんだよ。これはおもてなしを目指す水戸市として、あれだけの30億円近い金をあそこに投下してつくっておいて、それで買い物をする場所もない、トイレもない、何か言えばケータリングみたいな、人が集まりそうな日に、車を持ってきて、そこでお茶を振る舞うみたいな、そんな茶ではどうなのみたいな話になっていると、30億円をかけて風致地区、景観地区をつくっている意味というのはどこにあるのかなという疑問しか生じない。

これも産業経済部というふうなお断りをされるかもわからないけれども、風致地区で30億円金をかけるということは、総合的にいろんなものをそこに集積して、計画があってやっているんだと思うんですよ。そういう計画が、途中で頓挫しちゃったり、なくなってしまったり、そういうふうなことが現実の問題としてあるとすれば、この計画というのは意味ないんだよ、これ。

お客さんをお断りしておいて、買い物をする場所、お茶を飲む場所がないということについては、歴史的風致維持向上を進めている教育委員会の歴史文化財課としては、どういうふうにお考えになっていますか。

○高倉委員長 白石歴史文化財課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、1つ目の御質問でありますバスなどのソフト事業につきましては、今後しっかり進行管理に努めて、より一層の成果を上げられるように努力してまいります。また、所管課とも連携をしてみたいと考えております。

2つ目の弘道館東側用地の整備の御質問、こちらの本編におきましては183ページの内容でございますが、こちらにつきましては所管課のほうから民間活用して、安らぎを感じることができる空間の整備に努めていくということを伺っておりますので、所管課の動向を見守っていきたくて考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の答弁は、これをつくっている人の答弁じゃないよね。これをつくっている人の答弁じゃないと思うんだよ。これをつくっているという人は、この計画に基づいてどういうふうなおもてなしを提供できるのか、歴史を資源としてどのようにこれから水戸市を、歴史を売り物にして、要するに収益事業ではな

いけれども、やっぱり観光を主体としたまちづくりをしていくのか、そのために歴史的空間をどんなふうを活用するのか。その中に、当初から入っていたものが、途中でなくなってしまうということ自体——進行管理は、じゃ、これは各所管課がやっているんですか。これは我々にただ投げかけただけで、私たちはこんな計画をつくりましたよと、あとは所管課が勝手にやってくださいと、こういう計画なんですか、これは。僕はそうじゃないと思うんだよ。

だから、歴史的風致地区をつくって、この地域に30億円の金をかけたらば、少なくとも完結型の進行管理を誰がやるのかというところが問題じゃないの。それはつくった人が責任を持ってやらなくちゃ、どうにもならないじゃない。つくった人がかっぼっちまった。あとは、みんな所管課がやっているから、俺はわからねえよという話になっちゃったらば、こんなもの我々に提供しないで、その部分はこの中に入れないでさ、産業経済部でやればいいんだよ。そうじゃないでしょう、これ。

ここに書いてあるのは、水戸市歴史的風致維持向上計画だよ。そうしたら、こういう計画の中にかにそいういった歴史的資産を活用して、まちづくりをしていくのかというところが入ってくるんじゃない。

これについては答弁はいいですよ。答弁はいいけれども、やっぱりしっかりした進行管理をしていくということが大事なんで、計画は先ほどから保健福祉部の計画もあるけれども、計画をつくって、計画が終わってしまう。それで仕事ができただという感覚では、これからの行政はもたない。まして、今10%、20%財源カットしろというようなものを行っている財政の考え方だけでは、これから水戸市なんかよくなるよ。だから、しっかりやっていただきたい。

それから、さっき小泉委員が言っていた台渡里官衙遺跡群は、あれは平城京にも勝るとも劣らないという触れ込みだったんだよ。それで、僕も平城京を見てきたよ。今、須田元会長さんがいて、会長さんに連れられて、平城京を見てきたけれども、とてもスケールが違うよ。だけれども、我々はそういった説明を聞いたので、俺は信じているんだよ。周りの人も協力したいと思って信じてやっているわけだよ。やっぱりそういうところにも一つの光を当てて、そしてきちんとやっていく。あっちにも花咲かせ、こっちにも花咲かせ、どこに花が咲いているんだかわからなくなっちゃうような計画はやめたほうがいい。このことだけは申し上げます。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、高萩市です。大変厳しい事件が起きました。学校現場の中で、こういうことが日常茶飯に行われているとは僕は思っていないんですが、現実の問題として、1%出てくるのか2%出てくるのかよくわかりませんが、やっぱりこういう問題というのは、水戸の教育界、もしくは市役所内部においても避けて通れない問題だと思うんです。

したがって、水戸の現状と、それからこういった問題を捉えた中で、教育長が頭下げて謝れば良いという話じゃないんで、やっぱり未然に防いでいくと。そのために、学校現場はどういうふうな考え方の中でこの自殺防止、それからいじめ、教員の不用意な言葉、こういうものについて、お考えをいただいているのか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校においても一番大切にしなければいけないのは、子どもたちの命であるというふうに考えております。今回、県内で起きました痛ましいことに関しては、本当に重大に受けとめております。

学校現場におきましては、こういったことが絶対に起こらないように、予防と早期発見、ここに重きを置いております。

今年度につきましては、4月になりまして、進級、それから入学ということで、子どもたちにとっては環境がもう大きく変化しております。そういった中で、一人一人の子どもがどういったことで困っているのか、大丈夫なのか、そこをしっかりと担任の先生が捉えて、必要に応じて話を聞く、周りの環境を整えてあげる、そういったことが重要であるということを経験会で機会あるごとにお話をさせていただきますし、また、今年10連休でしたので、10連休の直前には教務主任を集めて、同じようにお話もさせていただきました。

それから、部活動顧問の本当に聞くにたえない言葉につきましても、あつてはならないことですので、それは当然なんですけど、水戸市の部活動の方針にもそれは述べてありますので、常に、進行管理とはちょっと違うかもしれないんですけども、学校で行われていることは絶えず観察をして、だめなときにはきちんと学校へ行って、指導を行うようにしております。保護者の方からも先生の言葉がちょっと厳しいですといった相談もいただくことがあります。その場合はすぐ学校へ行って、事実を確認して、先生に指導をするようにしております。

本当、今回の件も、子どもはサインを送っていたんだと思うんです。そのサインを感じ取ったときに、どう対応するかということが一番大事だと思いますので、そこを外さないようにしっかりやっていきたいと思っております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 さっきゲートキーパーの話が田中委員のほうから出ていますけれども、やっぱり人の気持ちね、今、萩谷所長さんが言われたように、その命の大切さ、そしてサインの受け方、この辺がやっぱりプロとしてどういうふうなその小さなサインでも受けられるような、そのために日常どのように子どもたちの性格を勘案しながら、子どもたちに接しているのかと。ここの日常の積み重ねが、僕は一つの大きな力になってくるんだと思うんで、その辺については、やっぱり学校現場でしっかりと校長さんを初め、もう一段、水戸市から学校の子どものいじめ、それから自殺者、こういうものは出さないよと、こういうふうな再構築を行っていただきたい。

特に1つの事例を言いますけれども、アトピーの女の子が手をつないでもらえないという問題があるんですよ、現実的に。これなんかはいじめではないかもわからないけれども、側面的には僕はいじめになっていると思う。アトピーは決して病気ではなくて、それはやっぱりその人の持って生まれた体質の個性ですから、

そういうところをしっかりとどんなふうにかバーリングしていくのか、そういうものもやっぱり学校としては、学校にいる間は学校の責務だと思う。社会に出てからは社会で。全てが学校とか、家に帰ってからも学校の問題とは僕は言わないで、せめて学校にいるときは、お友達のそういった個性も認め合いながら、友情を交わしていくという、そういう姿が本来の学校のあるべき姿だと、こういうふうに思っています。

それから、もう一つ別な問題を申し上げます。

昨日ですかね、52歳の運転手さんと62歳の方が保育園児の列に突っ込んでしまって、2名死亡、1名重体、こういうふうな事件が起きました。

ゾーン30、こういうものが今ありますよね。これには、何か聞くところによると、幼稚園、保育園は含まれていないというようなお話があるんですが、それが事実でないとすれば、僕はそれはありがたいと思っています。特に、やっぱり幼稚園、保育園の周辺のガードレールの再構築、安全性の見直し、これについてはしっかりとこういう事件、事故を契機に、こういうときだからこそ行政でも予算が出ると思うんですよ。これ何もないときは出ないから。行政の予算の仕組みというのは、何か問題があると出るのよ。だから、そういうところをきちんと点検をして、9月の補正に上げるなら、きちんと9月の補正に、こういうところにガードレールが必要で、こういうところの安全性が保てないので、こういうことについてはしっかりとやるんだということをしっかりとおやりになっていただきたい。塙さんのかわりに新しい課長さんも来ているわけだから、そういう方にもう一度見直してもらって、園児、それから児童の生命をきちんと守る、そういうふうな対策を早急にしていただきたいというふうに思っています。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、特に緊急を要する案件がない限り、今回が議員任期中最後の委員会になろうかと思われまので、この際、一言、委員会を代表いたしまして御挨拶をさせていただきたいと思います。

平成29年6月に、委員の皆様の御支援によりまして委員長に御選任いただいて以来、綿引副委員長とともに今日までその職責を全うすることができましたのも、委員の皆様、そして執行部の皆様の御支援、御協力のおかげと厚く御礼を申し上げる次第であります。

この2年間を振り返ってみますと、保健福祉行政、そして消防行政、また教育行政と、それぞれの部門におきまして大変重要な案件が数多くございました。

また、委員会といたしましては、水戸市医師会また歯科医師会との意見を聞く会を開催するなど、活発な委員会活動を行わせていただきました。

この間、委員の皆様には、常に熱心に、また真摯に御審議を賜り、また執行部の皆様におかれましても、常に懇切丁寧な説明や御答弁をいただきまして、おかげさまで円滑な、そして効果的な委員会運営を図ることができました。ここに改めて御礼を申し上げさせていただきます。

最後になりますが、委員の皆様並びに執行部の皆様の御隆盛を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。2年間大変にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時56分 散会